

平成28年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

平成28年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,569千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,457,176千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1,606,552	39,569	1,646,121
	1 繰越金	1,606,552	39,569	1,646,121
歳入合計		2,417,607	39,569	2,457,176

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		1,567,639	39,569	1,607,208
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	1,567,639	39,569	1,607,208
歳 出 合 計		2,417,607	39,569	2,457,176

平成28年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,368,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2	5,000	5,002
	1 負 担 金	2	5,000	5,002
2 使用料及び手数料		593,224	6,900	600,124
	1 使 用 料	593,224	6,900	600,124
7 県 債		4,107,000	△5,000	4,102,000
	1 県 債	4,107,000	△5,000	4,102,000
歳 入 合 計		13,361,741	6,900	13,368,641

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 相馬港港湾整備事業費		4,340,489	6,900	4,347,389
	4 荷役機械整備費	7,288	6,900	14,188
歳 出 合 計		13,361,741	6,900	13,368,641

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ頭埋立造成費（小名 浜港港湾整備事業費）	2,988,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	2,983,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
計	4,107,000				4,102,000			

平成28年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（県中処理区及び田村処理区）維持管理業務の委託	平成 28 年度 から 平成 31 年度 まで	1,279,800

平成28年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ651,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		371,493	△15,515	355,978
	1 一 般 会 計 繰 入 金	325,286	0	325,286
	2 基 金 繰 入 金	46,207	△15,515	30,692
4 繰 越 金		4	48,755	48,759
	1 繰 越 金	4	48,755	48,759
歳 入 合 計		617,778	33,240	651,018

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		617,778	33,240	651,018
	1 奨学資金貸付事業費	617,778	33,240	651,018
歳 出 合 計		617,778	33,240	651,018

平成28年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
ふたば医療センター（仮称）整備事業	平成28年度から 平成29年度まで	1,990,000千円

（重要な資産の取得）

第3条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
取得する資産	建物、構築物 病院、ヘリポート等 双葉郡富岡町	一式